24	(1)　千葉県木更津市新田３－１－９　(56.20) (2)　千葉県木更津市牛袋1294－1　(47.00)	北緯35度22分43秒東経139度55分03秒の地点と北緯35度24分07秒東経139度56分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	(1)　千葉県匝瑳市八日市場ロ156－1　(62.30) (2)　千葉県匝瑳市新堀字鯨橋409　(44.10)	北緯35度42分08秒東経140度33分17秒の地点と北緯35度39分26秒東経140度34分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	(1)　埼玉県川口市本町１－18－5　(83.20) (2)　埼玉県川口市桜町１－13－17　(60.50)	北緯35度47分49秒東経139度43分38秒の地点と北緯35度50分15秒東経139度44分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
27	(1)　茨城県土浦市川口１－１－22　(84.50) (2)　茨城県つくば市春日４－５－７　(46.00)	北緯36度04分51秒東経140度12分05秒の地点と北緯36度05分26秒東経140度08分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	(1)　栃木県日光市中央町19－1　(451.80) (2)　栃木県日光市大桑町字堂ノ下1172－10　(367.20)	北緯36度43分20秒東経139度41分20秒の地点と北緯36度45分54秒東経139度43分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	(1)　栃木県矢板市長井字長久保2581－52　(558.70) (2)　栃木県矢板市片岡字富士山1881－1　(239.20)	北緯36度50分56秒東経139度51分07秒の地点と北緯36度50分50秒東経139度51分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度50分48秒東経139度51分16秒の地点と北緯36度46分17秒東経139度55分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	(1)　茨城県龍ケ崎市4200－3　(68.00) (2)　茨城県稲敷市羽賀字大日1464－7　(74.20)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度56分26秒東経140度18分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
31	(1)　長野県東筑摩郡生坂村8842－2　(861.50) (2)　長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷9889－1　(719.50)	北緯36度27分16秒東経137度57分09秒の地点と北緯36度25分05秒東経137度55分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	(1)　兵庫県神戸市灘区灘北通２－７－４　(38.40) (2)　兵庫県神戸市灘区六甲山町一ケ谷１－32　(751.15)	北緯34度42分47秒東経135度13分43秒の地点と北緯34度44分56秒東経135度14分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
33	(1)　佐賀県佐賀市本庄町大字本庄字五本杉四575－２　(57.00) (2)　佐賀県杵島郡白石町大字福富字四本柳1567－５　(49.00)	北緯33度14分24秒東経130度17分15秒の地点と北緯33度10分57秒東経130度10分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
34	(1)　鹿児島県姶良市加治木町諏訪町５　(53.00) (2)　鹿児島県姶良市平松5735－2　(572.00)	北緯31度44分14秒東経130度40分03秒の地点と北緯31度41分36秒東経130度35分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
35	(1)　福岡県久留米市梅満町1175　(82.00) (2)　佐賀県鳥栖市元町字川原1328－５　(64.00)	北緯33度18分26秒東経130度30分35秒の地点と北緯33度22分27秒東経130度30分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
36	(1)　長崎県西海市西海町太田和郷字大岳4600－９　(336.00) (2)　長崎県佐世保市相生町１－３　(82.00)	北緯33度02分57秒東経129度41分25秒の地点と北緯33度10分37秒東経129度43分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
37	(1)　熊本県天草市有明町大字上津浦字棟附5607－１　(512.60) (2)　熊本県天草市新和町小宮地字矢倉田2642－17　(330.60)	北緯32度28分27秒東経130度20分24秒の地点と北緯32度22分44秒東経130度10分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
38	(1)　熊本県天草市河浦町路木字六郎次2191－１　(400.60) (2)　熊本県水俣市昭和町２－３－１　(48.10)	北緯32度15分54秒東経130度05分13秒の地点と北緯32度12分39秒東経130度22分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度12分36秒東経130度23分15秒の地点と北緯32度12分29秒東経130度23分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　広島県呉市安浦町大字中畑字立小路510－224　(848.50) (2)　広島県広島市中区基町21－3　(70.75)	北緯34度23分17秒東経132度29分00秒の地点と北緯34度24分08秒東経132度27分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　福岡県福岡市早良区百道浜２－３－26　(167.50) (2)　福岡県福津市八並字許斐山733－１　(267.00)	北緯33度35分36秒東経130度21分06秒の地点と北緯33度46分35秒東経130度32分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　宮城県仙台市太白区郡山５－６－６　(59.20) (2)　宮城県柴田郡川崎町大字支倉字大倉山17　(340.00)	北緯38度13分11秒東経140度53分41秒の地点と北緯38度12分53秒東経140度50分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域